

## 資料請求

### 1 複数回難民申請

- (1) 2022年に、3回目以上の複数回難民認定申請に対して難民認定を受けた者がいるか。いる場合、その人数。
- (2) 2022年に、3回目以上の複数回難民認定申請に対し、出身国の事情を理由とする人道配慮措置を受けた者がいるか。いる場合、その人数。
- (3) 2022年に難民認定を受けた者のうち、難民認定を受ける前に「送還忌避者」であった者がいるか。いる場合、その人数。
- (4) 2022年に出身国の事情を理由とする人道配慮措置を受けた者のうち、同措置を受ける前に「送還忌避者」であった者がいるか。いる場合、その人数。

### 2 送還忌避者

- (1) 在留ウクライナ人、在留アフガニスタン人で、退去強制令書の発付を受けている者はいるか。いる場合、その人数(直近の統計)。
- (2) 入管庁が令和3年12月21日作成した「現行入管法上の問題点」で令和2年12月末時点の「送還忌避者」速報値を3,103人としている。同数値の把握の際、ウクライナ国籍、アフガニスタン国籍も含めたか、除外したか。
- (3) 上記「現行入管法上の問題点」作成以降の最新の「送還忌避者」数及びその国籍別人数の資料があれば示されたい。
- (4) 現時点で、ウクライナ国籍、アフガニスタン国籍の、被退令発付者も、「送還忌避者」から除外されないと判断しているか。
- (5) 上記「現行入管法上の問題点」において、ミャンマー国籍170人が「送還忌避者」に含まれている。現時点で、ミャンマー国籍の被退令発付者も、「送還忌避者」から除外されないと判断しているか。

### 3 ウクライナ避難民

- (1) 「難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第1条A(2)に規定する理由であること以外の要件を満たすもの」という要件に照らし、現在日本にいるウクライナ避難民のうち何人程度が保護対象となるか、推計を行っているか。行っているならその結果を明らかにされたい。

- (2) 政府が、前項の要件に照らし、現在日本にいるウクライナ避難民のうち、同要件に該当するという具体的判断をした事案があるか。あるならその件数を明らかにされたい。
- (3) その他「難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第1条 A(2)に規定する理由であること以外の要件を満たすもの」という要件に基づく保護の制度を設けた場合の、現在日本にいるウクライナ避難民に対する保護可能性について検討した資料があれば明らかにされたい。